

# 市川市 犬・猫マイクロチップ装着費助成金交付制度

飼い犬・飼い猫が新たに装着するマイクロチップの装着費を助成します。

※令和6年度から申請書様式が新しくなりました。

## 1. 申請できる方

- ①市川市に住民登録している方(第一種動物取扱業者を除く)
- ②市川浦安地域獣医師会に所属しマイクロチップ装着の実施に係わる市長の登録を受けた動物病院

マイクロチップを装着した後は  
情報登録をお願いします



## 2. 対象となる動物

市川市に住民登録している方が市内で飼育し、下記期間内に新たにマイクロチップを装着した犬または猫

**令和6年度の期間 令和6年4月1日(月) ~ 令和7年3月31日(月)**

3. 助成金額 1頭あたり上限2,000円(装着費用の額が2,000円に満たない場合は支払った額)

4. 申請について 2つの申請方法があります。

**申請受付期間 令和6年4月1日(月) ~ 令和7年3月31日(月)**

申請方法	提出書類
1. 直接助成 飼い主が市に申請します。	① 市民用申請書兼請求書 様式第1号(その1) ② 申請者が本市に居住していることを確認できる書類(コピー) ③ 病院発行の領収書(コピー) ④ マイクロチップ装着証明書(コピー)
2. 間接助成(登録動物病院が申請する方法) 登録動物病院が市に申請します。 登録動物病院は飼い主が市川市に居住していることを確認し、装着代金から助成金額を除いた額を請求してください。	① 病院用申請書兼請求書 様式第1号(その2) ② マイクロチップ装着代金から助成額を除いて請求したことを確認できる書類(コピー) ③ マイクロチップ装着証明書(コピー)

- 受付期間内に提出書類を自然環境課に持参または郵送してください。行徳支所総務課、大柏出張所でも受け付けますが、自然環境課に書類が届くまで日数がかかりますのでご注意ください。
- 予算の上限に達した時点で受付を終了します。受付状況は市公式 Web ページでご確認ください。
- 提出書類は到着順に審査し、申請者に文書にて助成金交付の可否を通知します。

## 5. 注意事項

- 審査にあたり、犬・猫の状況や施術実施状況を調査することがあります。
- 助成金の交付条件に違反した場合、助成金の返還を求めることがあります。

市川市 自然環境課 動物愛護グループ  
〒272-8501 市川市南八幡2丁目20番2号 第2庁舎 3階  
電話：047-712-6309 (直通)



助成制度のページ